

地域在宅医療・介護連携推進事業について

愛知県の取り組み

資料 2 - 1

在宅医療に関する主な取組について

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～
方針の決定					在宅医療推進協議会【地域医療介護総合確保基金】 ・県内の在宅医療の現状及び課題の把握 ・県内の在宅医療推進の方針の策定		
拠点の整備	在宅医療連携拠点事業【国モデル事業】 ・津島市 ・高浜市 ・市上内科クリニック（一宮市） ・大高町内科クリニック（春日区西）	在宅医療連携拠点推進事業【地域医療再生基金】					
在宅医療提供体制の構築				在宅医療サポートセンター事業【地域医療介護総合確保基金】 ・全ての郡市区医師会に在宅医療サポートセンターを設け ・県内全域の在宅医療提供体制を構築し、在宅医療の充実・強化を図る	在宅医療連携システム整備事業【地域医療介護総合確保基金】 ・全市区町村にICT（情報通信技術）による在宅医療連携システムを整備 ・県内全域の医師、看護師等在宅医療従事者の活動を支援		
人材の育成	都道府県リーダー研修【国直接実施】 地域リーダー研修【国（県に委託）】	在宅医療従事者能力向上研修事業【地域医療再生基金】 地域リーダーによる多職種に対する研修【国（市に委託）】		在宅医療多職種連携推進研修事業【地域医療介護総合確保基金】 ・2次医療圏毎に地域の在宅医療関係者の多職種連携研修を実施 ・本研修で育成した人材が市町村と協働して研修が実施できるよう市町村毎に人材育成できる体制の整備	在宅医療導入研修事業【地域医療介護総合確保基金】 ・入院患者を在宅医療へ円滑に移行するため、病院関係者を対象に研修を実施		
その他		ケアマネジャーのための医療知識向上推進事業【地域医療再生基金】	小児在宅医療の推進	小児在宅医療連携推進事業【地域医療介護総合確保基金】	県内全域へ波及	小児在宅医療普及推進事業【地域医療介護総合確保基金】 ・NICUに長期入院している重症小児患者の退院促進のため、地域での受入体制の構築を図る	

在宅医療・介護連携推進事業の義務化（介護保険の地域支援事業）

平成30年度の取り組み

人生の最終段階における医療体制整備事業

【目的】

人生の最終段階における医療・ケアに対する本人の希望について意思決定支援を行う相談対応力を向上させるための研修を、医師、看護師、医療ソーシャルワーカーなど地域の医療介護福祉従事者を対象に実施することにより、県民が人生の最終段階を個人の尊厳や意思がより尊重された形で心穏やかに過ごすことのできる医療提供体制の整備を図る。

【実施研修】

- ①相談対応力向上研修会の講師を養成するための講師人材養成研修会（1回）
- ②相談対応力向上研修会（10か所）

地域在宅医療・介護連携推進支援事業

・地域包括ケアの在宅医療・介護連携推進の取組に関し、市ごとの課題や共通課題、複数の市町が連携して対応すべき課題等を把握し、取組を推進することを目的とする。

【本年度の実施内容】

切れ目なく在宅医療と介護が提供される地域の構築を図るための地域課題の一つである、市域を越えた退院調整について、地域医療介護連携を推進する主体である市等が現状把握し、解決するための取組方法を学ぶ

- ①東三河地域在宅医療・介護連携推進支援研修会の開催 H30.12.7（結果については別添参考資料参照）
- ②在宅医療介護連携に係る関係機関との情報交換会
- ③各市町村地域包括ケア推進関係会議等への出席